

第 420 回 東京地方最低賃金審議会 議事録

- 1 日 時 令和 3 年 7 月 2 日（金） 午後 3 時 36 分から午後 4 時 16 分
- 2 場 所 日本教育会館 中会議室
- 3 出席者 公益代表委員 6 名 労働者代表委員 6 名 使用者代表委員 6 名
- 4 議事録

賃金課長 　　ただいまより、第 420 回東京地方最低賃金審議会を始めさせていただきます。

私、本年 4 月に賃金課長を拝命しました、田村と言います。よろしくお願ひします。

会長、会長代理が選出されるまでの間、私のほうで司会進行を務めさせていただきます。以後、着座にて進めさせていただきます。

お手元の資料を確認させていただきます。議事次第、資料が 2 点、資料目次、資料 1 から資料 5 までのものと参考資料と 2 点あるかと思ひますので御確認ください。不足されている方は挙手いただければ、事務局のほうで対応させていただきます。

それでは、開催に当たりまして、東京労働局長の土田より御挨拶をさせていただきます。

労働局長 　　皆さん、こんにちは。東京労働局長の土田でございます。

本日は、大変御多忙なところ、また足元大変悪いところ、この東京地方最低賃金審議会に御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

また、皆様方におかれましては、御多用なお立場にもかかわらず委員をお引き受けいただきまして、本当に感謝申し上げます。この後、着座で失礼させていただきます。

先月、6 月 18 日になりますけれども、閣議決定されました「経済財政運営と改革の基本方針 2021」、そして「成長戦略フォローアップ」におきまして、この最低賃金についても触れられております。最低賃金につきましては、感染症下でも最低賃金を引き上げてきた諸外国の取組も参考にして、感染症拡大前に我が国で引き上げてきた実績を踏まえて、地域間格差にも

配慮しながら、より早期に全国加重平均 1,000 円とするということを目指して、本年も引上げに取り組むというふうにされております。

委員の皆様方におかれましては、こうした状況につきましても十分御配慮いただきながら、今年度の最低賃金の改定について御審議いただくよう、お願い申し上げます。

今後、梅雨が明けますと、また厳しい暑さが予想されます。首都東京の最低賃金につきましても、熱心な御審議を改めてお願いし、私からの挨拶とさせていただきます。どうぞ本日はよろしくようお願い申し上げます。

賃金課長 それでは、審議に入ります。本日御出席の皆様方におかれましては、去る令和 3 年 5 月 17 日付、第 47 期東京地方最低賃金審議会委員に任命させていただきました。

委員の皆様への辞令の交付でございますが、本来であれば、東京労働局長よりお一人お一人直接にお渡しすべきところでございますが、今回、あらかじめ机上に置かせていただきましたことを、何とぞ御寛容のほどお願い申し上げます。

それでは、私から、資料 1 の委員名簿記載順に従いまして、委員の方の御紹介をさせていただきます。資料 1 を御覧ください。公益代表委員から御紹介させていただきます。

岩田整委員です。

岩田委員 岩田整です。よろしくお願いいたします。

賃金課長 岩本充史委員です。

岩本委員 岩本です。よろしくお願いいたします。

賃金課長 児玉直美委員です。

児玉委員 児玉です。よろしくお願いいたします。

賃金課長 都留康委員です。

都留委員 都留です。よろしくお願いいたします。

賃金課長 成田妙庫委員です。

成田委員 成田です。よろしくお願いいたします。

賃金課長 村上文委員です。

村上委員 村上です。どうぞよろしくお願いいたします。

賃金課長 続きまして、労働者代表委員を紹介させていただきます。
大島太郎委員です。

大島委員 大島です。よろしくお願いいたします。

賃金課長 高野文委員です。

高野委員 高野です。よろしくお願いいたします。

賃金課長 澤登祐子委員です。

澤登委員 澤登です。よろしくお願いいたします。

賃金課長 清野彰委員です。

清野委員 清野でございます。よろしくお願いいたします。

賃金課長 反町茂雄委員です。

反町委員 反町でございます。よろしくお願いいたします。

賃金課長 田代安紀委員です。

田代委員 田代と申します。よろしくお願いいたします。

賃金課長 使用者代表委員を紹介させていただきます。
井上智子委員です。

井上委員 井上でございます。よろしくお願いいたします。

賃金課長 海老澤大造委員です。

海老澤委員 海老澤でございます。よろしくお願いいたします。

賃金課長 大辻俊文委員です。

大辻委員 大辻です。よろしくお願いいたします。

賃金課長 加藤仁委員です。

加藤委員 加藤です。よろしくお願いいたします。

賃金課長 小林仁志委員です。

小林委員 小林です。よろしくお願いいたします。

賃金課長 杉崎友則委員です。

杉崎委員 杉崎です。よろしくお願いいたします。

賃金課長 続きまして、委員の出席状況について、課長補佐の恒吉より御報告させて
いただきます。

課長補佐 本日は、公益代表委員6名、労働者代表委員6名、使用者代表委員6名
に御出席をいただいております。委員定数18名のうち全員が御出席ですので、

最低賃金審議会令第5条第2項による定足数である、全委員の3分の2以上、または各側委員の各3分の1以上を満たしておりますことを御報告いたします。

賃金課長 本日は、第47期委員による最初の審議会となりますので、私ども事務局の職員も紹介をさせていただきます。

東京労働局長の土田です。

労働局長 土田でございます。よろしくお願いいたします。

賃金課長 労働基準部長の小島です。

労働基準部長 小島でございます。よろしくお願いいたします。

賃金課長 主任賃金指導官の齋藤です。

主任賃金指導官 齋藤です。よろしくお願いいたします。

賃金課長 賃金課長補佐の恒吉です。

課長補佐 恒吉です。よろしくお願いいたします。

賃金課長 賃金指導官の柳です。

賃金指導官 柳です。よろしくお願いいたします。

賃金課長 以上、よろしくお願いいたします。

それでは、議事(1)「会長、会長代理の選出」に入らせていただきます。

会長の選出につきましては、最低賃金法第24条第2項におきまして、「公益を代表する委員のうち、委員が選挙する」とされております。公益代表委員の間で会長候補について、あらかじめ選出をしていただいております。その御報告を村上委員、お願いいたします。

村上委員 それでは、選出結果について報告いたします。公益委員としては、会長に都留委員を推挙いたします。

賃金課長 ありがとうございます。ただいま村上委員より都留委員を会長に、との御推挙がございました。いかがでございましょうか。

(「異議なし」の声)

賃金課長 御異議なしということですので、会長には都留委員の就任を決定させて

いただきます。

続きまして、会長代理の選出に移ります。会長代理につきましては、最低賃金法第24条第4項におきまして、「会長に事故があるときは、あらかじめ公益を代表する委員のうちから、委員が選挙した者が会長の職務を代理する」とされております。公益代表委員の間で会長代理候補について、あらかじめ選出をしていただいております。その御報告を、村上委員、お願いいたします。

村上委員 それでは、選出結果について報告します。公益委員としては、会長代理に児玉委員を推挙いたします。

賃金課長 ありがとうございます。ただいま村上委員より、児玉委員を会長代理にとの御推挙がございました。いかがでございましょうか。

（「異議なし」の声）

賃金課長 御異議なしと認めます。会長代理には、児玉委員の就任を決定させていただきます。

それでは、会長から御挨拶をいただき、以後の議事につきましては、会長に進行をお願いいたします。

都留会長 会長に選出されました、都留です。よろしくをお願いいたします。

今年度は昨年度に引き続きまして、新型コロナウイルス感染拡大により雇用や経済に対する影響が続く中で、この状況を踏まえた議論になるかと思われまます。それと同時に、最低賃金に関して、世間の注目も非常に高いものがあります。こうした中で、非常に難しい判断を迫られることになるかと存じますが、極力円滑な議事進行に努めていきたいと考えますので、どうぞよろしくをお願いいたします。

以上です。

それでは、議事を進めていきます。議事（2）「東京都最低賃金改正決定の諮問」に入らせていただきたいと思います。

本日、労働局長より、東京都最低賃金について改正諮問をされる御意向とのことですので、当審議会としてこれをお受けすることにします。

それでは、局長、よろしく申し上げます。

(局長から会長へ諮問文手交)

労働局長 ただいま、諮問させていただきました。東京都最低賃金の改正決定につきましては、「経済財政運営と改革の基本方針 2021」及び「成長戦略実行計画・成長戦略フォローアップ」に配意した調査審議をお願いいたします。

都留会長 ありがとうございます。ただいま、諮問文を受け取りました。事務局は諮問文を朗読してください。

主任賃金指導官 それでは、各委員に諮問文の写しをお配りください。

(諮問文 (写) 配付)

主任賃金指導官 それでは、諮問文を読み上げさせていただきます。

東労発基0702第1号

令和3年7月2日

東京地方最低賃金審議会会長 殿

東京労働局長 土田浩史

最低賃金の改正決定について (諮問)

最低賃金法 (昭和34年法律第137号) 第12条の規定に基づき、東京都最低賃金 (昭和55年東京労働基準局最低賃金公示第8号) の改正決定について、経済財政運営と改革の基本方針2021 (令和3年6月18日閣議決定) 及び成長戦略実行計画・成長戦略フォローアップ (同日閣議決定) に配意した、貴会の調査審議を求める。

都留会長 ありがとうございます。諮問に当たり、事務局から関連の資料が用意されているようですので、説明をお願いします。

賃金指導官 お手元にお配りしております資料のうち、資料2から資料5について御説明させていただきます。

まず、資料5ページの資料2を御覧ください。本年6月22日に中央最低賃金審議会第1回小委員会が配付された資料の抜粋となりますので、御紹

介させていただきます。

1 ページめくっていただきまして、7 ページから 60 ページまでは、資料ナンバー 1、主要統計資料です。11 ページより全国統計資料となっており、裏面の 12 ページより主要資料である GDP、鉱工業生産指数、製造工業稼働率指数、倒産件数、完全失業者数、完全失業率の推移等が掲載されています。見開きで次のページの 13 ページには、求人倍率、消費者物価指数、国内企業物価指数、現金給与総額の指数が掲載されています。次の裏面になりますが、14 ページには、有効求人倍率の推移となっております。1 ページめくっていただきまして、16 ページ以降は、賃金・労働時間数の推移。また、23 ページと裏面の 24 ページは、春季賃上げ妥結状況の結果となっております。25 ページは、夏季賞与・一時金妥結状況。26 ページは、消費者物価指数の推移。27 ページは、地域別最低賃金額の未満率及び影響率の推移。

続いて、28 ページは、賃金構造基本統計調査特別集計による未満率及び影響率の推移。29 ページ以降は、地域別最低賃金額と賃金水準との関係となっております。32 ページ以降は、企業の業況判断及び収益となっております。東京の数値につきましては、現在準備中ですので、次回御説明させていただきますと思います。

続きまして、61 ページ、資料ナンバー 2 を御覧ください。こちらは令和 3 年 6 月 18 日に閣議決定されました、「経済財政運営と改革の基本方針 2021」の抜粋資料となります。

2 枚めくっていただきまして、64 ページを御覧ください。最低賃金に関し、(3) 賃上げを通じた経済の底上げといたしまして、下線部分で触れられており、最低賃金について、感染症下でも最低賃金を引き上げてきた諸外国の取組も参考にして、感染症拡大前に我が国で引き上げてきた実績を踏まえて、地域間格差にも配慮しながら、より早期に全国加重平均を 1,000 円とすることを目指し、本年の引上げに取り組むとされております。

続きまして、67 ページ、資料ナンバー 3 を御覧ください。こちらは、令和 3 年 6 月 18 日に閣議決定されました、「成長戦略実行計画・成長戦略フォローアップ」の抜粋資料です。

1枚めくっていただいて、69ページを御覧ください。最低賃金について、③賃金の項目で下線部分において触れられており、先ほど同様、より早期に全国加重平均1,000円とすることを目指し、本年の引上げに取り組むとされております。

続きまして、77ページ、資料ナンバー4を御覧ください。こちらは新型コロナウイルス感染症関係資料です。79ページから感染症の発生状況、85ページから経済・雇用指標、115ページから政府の対策と実施状況についての資料となります。

続きまして、資料3、129ページを御覧ください。厚生労働省では、最低賃金の引上げにより影響を受ける中小企業に対する支援を実施しており、その一環として業務改善助成金の資料となります。

1枚めくっていただきまして、131ページを御覧ください。業務改善助成金につきましては、事業場内の最低賃金を一定金額以上引き上げ、設備投資等を行った場合に、その費用の一部を助成するもので、事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内、事業場規模100人以下の事業場を対象としております。コースにつきましては、従前は30円コースから90円コースでしたが、新たに20円コースが新設されております。

続きまして、133ページ、資料4を御覧ください。働き方改革推進支援センターについてです。135ページを御覧ください。働き方改革推進支援センターにつきましては、中小企業の事業主などから賃金引上げに向けた経営労務管理に関する相談に対して、専門家による無料相談をワンストップで支援するセンターとなっております。

続きまして、資料5、137ページを御覧ください。令和2年度の地域別最低賃金改定状況の一覧となっております。139ページを御覧ください。東京は、こちらの表の上から13番目にありますが、令和2年度金額据置きで1,013円となっております。

私からの説明は、以上です。

都留会長

ありがとうございました。それでは、資料ナンバー2から5までの御説明に関して、何か御質問や御意見があれば、お願いいたします。よろしいでしょうか。

ただいま、当審議会として諮問を受けましたので、東京都最低賃金の改正について、関係労働者及び関係使用者の意見を求めることとなりますが、この手続について事務局から説明をお願いします。

賃金課長

説明させていただきます。最低賃金法第 25 条第 5 項、最低賃金法施行規則第 11 条第 1 項に定める関係者の意見聴取に係る手続について御説明申し上げます。

最低賃金の改正について調査審議を行う場合、審議会は関係労働者及び関係使用者の意見を聞くこととされております。このため一定期日までに審議会に意見書を提出すべき旨を公示することとなります。この意見書の提出を求める公示につきましては、公示日が本日、令和 3 年 7 月 2 日、意見書提出期日を令和 3 年 7 月 14 日までとすることを予定しております。よろしく願いいたします。

都留会長

ありがとうございました。また今後、最低賃金法第 25 条第 2 項に基づいて、金額審議のための専門部会を設置し、調査審議を行うこととなりますが、専門部会委員の任命の手続等について、事務局から説明をお願いします。

賃金課長

説明させていただきます。最低賃金審議会令第 6 条に定める専門部会委員の任命手続について御説明申し上げます。

専門部会の委員については、同条第 1 項により公・労・使委員各 3 名、委員 9 名以内とされております。

公益代表委員につきましては、労働局長が任命いたします。同条第 4 項により準用されます同審議会令第 3 条により、労働者代表委員、使用者代表委員につきましては、関係者、関係団体の推薦に基づいて労働局長が任命することとなっております。

労使委員の推薦の公示につきましては、公示日が本日、令和 3 年 7 月 2 日、締切日は令和 3 年 7 月 14 日を予定しております。

都留会長

ありがとうございます。労使の委員の皆さん、それでよろしいでしょうか。

次に、最低賃金審議会令第 6 条第 5 項の適用について、委員の皆様にお諮りします。最低賃金審議会令第 6 条第 5 項では、「審議会は、あらかじめ

めその議決するところにより、最低賃金専門部会の決議をもって審議会の決議とすることができる。」とされています。当会では、全会一致の場合に限り、最低賃金審議会令第6条第5項を適用してきました。今年度の東京都最低賃金専門部会についても、この規程を適用したいと考えますが、いかがでしょうか。よろしいですか。

(「異議なし」の声)

都留会長 それでは、今年度の東京都最低賃金専門部会について、全会一致の場合に限り、最低賃金審議会令第6条第5項を適用することとします。

 続きまして、議事(3)「規約の改正について」に入ります。事務局から説明をお願いします。

賃金課長 規約の改正につきましては、本日開催されました運営委員会のほうで御議論いただいた内容を御報告申し上げます。事務局のほうから追加資料を配付します。

(追加資料配付)

賃金課長 ただいまお配りしました資料につきまして、御説明いたします。東京地方最低賃金審議会運営規程第7条を御覧ください。第7条第1項におきまして、議事録は会長及び会長の指名した委員2名が署名するものとしてされております。昨今の署名廃止の流れ、また中央最低賃金審議会における議事録の署名廃止の規程改正が行われたことを踏まえまして、当審議会におきましても議事録の署名を廃止する改正を行うことをご諮りしたいと思います。

 署名は廃止いたしますが、議事録の内容確認はこれまでどおり、各側委員にお願いしたく、ただいまお配りしましたお手元の運営規程第7条に確認という形で改正案をお示ししております。

 また、同様に、資料の2枚目、2枚目の裏、3枚目にございですが、運営委員会運営規程、専門部会運営規程、検討委員会運営規程につきまして

も同様の改正を行うことについて、お諮りしたいと思います。この議事録の署名廃止によりまして、議事録を速やかに公開することにつながるものと考えております。よろしく申し上げます。

都留会長

ただいま事務局から説明がありましたが、本改正については、審議会の議決が必要となりますので、ここで皆様にお諮りしたいと存じます。なお、皆様から御了解が得られた際には、本日開催の運営委員会及び本審も含め、即日の改正・発効といたしたいと思っております。

この改正について御意見がありましたら、お願いします。

(「異議なし」の声)

都留会長

御同意を得たものと考えますが、よろしいですね。ありがとうございます。

では、本案は審議会本会での議決を得られたものとし、本日、令和3年7月2日付をもって改正・発効したものといたします。

では、最後に、議事(4)「その他」に入ります。事務局から何かありますか。

課長補佐

参考資料としてお配りしております資料につきまして、御報告させていただきます。

まず、参考資料目次とございます、参考資料1につきまして御報告させていただきます。

参考資料1につきましては、最低賃金に関する要望についてとして、日本商工会議所、全国商工会連合会、全国中小企業団体中央会から提出いただいたものです。ページを1枚めくっていただきまして、1ページのところに、今申し上げましたように、「最低賃金に関する要望について」という表題のものがございます。

また、もう1枚めくっていただきまして、題名としまして、最低賃金に関する要望～コロナ禍の厳しい経済情勢を踏まえ、「現行水準の維持」を～という表題のものを御提出いただいております。

5ページ以降には、その御要望いただいている主に3点の項目につきま

して、現状の認識ですとか、さらにその御要望いただいている内容の詳細、また、9ページ目には最低賃金に関する主な論調に対する御見解等を御記載いただいております。

17 ページ、A3の用紙につきましては、概要をまとめていただいているものです。要望の要旨としましては、主に3点。まず1点目、企業における事業の存続と雇用の維持が最優先課題であるとの認識のもと、現下の危機的な経済情勢や賃上げの実態を反映した新たな政府方針を設定すること。

2点目、最低賃金は法が定める3要素に基づき、明確な根拠のもとで納得感のある水準を決定すべきである。コロナ禍の収束が見通せない中、政府は中小企業、小規模事業者の資金繰りや事業再構築等の経営支援に最優先で取り組むべきであり、今年度は足元の景況感や地域経済の状況、雇用動向を踏まえ、現行水準を維持すること。

3点目です、余力がある企業が賃上げに前向きに取り組むべきであることは言うまでもないが、政府は賃金水準の引上げに際して、強制力のある最低賃金の引上げを政策的に用いるべきではなく、生産性向上や取引的成果への支援等により、中小企業、小規模事業者が自発的に賃上げできる環境を整備することなどの御要望となっております。

続きまして、参考資料2につきましては、ページをめくっていただきまして、19ページでございます、「2021年度 最低賃金に関する要請書」としまして、日本労働組合総連合会東京都連合会から提出されたものです。

要旨といたしましては、連合が試算した、都内の労働者が最低限の生活を営むに当たり、必要な賃金水準は時給額で1,120円、単身者世帯でも月額18万3,000円であり、現在の東京都の最低賃金1,013円で1日8時間、1か月22日働いたとしても、この水準を大きく下回っている状況にある。日本の首都、東京における最低賃金は、時給額1,500円を目指し、そして全国平均が1,000円以上となるように、今年度の引上げ額を審議することなどの要請となっております。

続きまして、参考資料3番目です、紙をめくっていただき、21ページでございます。参考資料3につきましては、「要望書」といたしまして、

全国一般労働組合全国協議会から提出されたものです。

要旨といたしましては、こちらの項目の2番目に最低賃金に係る御要望をいただいております。その要旨といたしましては、最低賃金について、生活保護との整合性に配慮するとされるが、独り親世帯等の生活保護水準との比較では、なお最低賃金のほうが低いため、少なくとも独り親世帯が何とか暮らせる時給、1,500円以上の水準とすること。最低賃金の地域間格差は、必要性経費の現実も反映せず極端に大きい。近隣各県との格差をなくすためにも、早急に全国一律最低賃金制度を実現すること。最低賃金審議会の審議を全て公開すること。

次に、最低賃金審議会の委員選出に際しては、最低賃金に影響を受ける低賃金労働者の実態や意見の反映できる委員等の選任を求めるなどの要請となっております。

最後、参考資料4番目についての御説明をいたします。23ページになります。参考資料4につきましては、「全国一律最低賃金制度と東京で早期に時給1,500円の実現 東京最賃審議会の全面公開と意見陳述を求める要請書」及び「最低賃金の大幅引上げ、中小企業の支援強化で日本経済の再生を 全国一律最低賃金制度の創設と東京で今すぐ1,500円以上の実現を求める要請」署名9,070筆として東京春闘共闘会議から提出されたものです。

署名につきましては、今そちらの中央のテーブルの上に置いてございます。

要旨といたしましては、東京労働局東京地方最低賃金審議会として、東京で今すぐ時給1,500円を実現すること。そのために必要な中小企業支援を拡充すること。

続いて、東京地方最低賃金審議会委員の推薦者について、選考経過を明らかにするとともに、公正に選出すること。東京で暮らす最低賃金ラインの労働者の生活実態について、審議会で直接意見陳述を行うこと。意見陳述は、公開審議で行うこと。審議会の開催スケジュールを明らかにすること。審議会は、本審はもとより専門部会の全面公開を要望すること。また、専門部会の議事録を公開することなどの要請となっております。

私のほうから、説明は以上になります。

都留会長 ありがとうございます。各団体から御意見をいただきました。御意見をしっかりと受け止めて、審議を進めていきたいと考えています。

事務局から、ほかに何かございますか。

賃金課長 次回の本審の開催日時につきましては、後日、事務局より御連絡をさせていただきます。皆様の御出席をよろしくお願いいたします。

 なお、本日の会場でございますが、外部会議室を借用しての開催となっておりますので、この後、控室の御使用ができません。各側の打合せ等で場所が必要な場合は、事務局までお申し出ください。

 以上です。

都留会長 ありがとうございます。本日予定されている議事は、以上で全て終了となります。本日の議事録につきましては、公益委員は私が、労働者側は大島委員、使用者側は井上委員に御確認をお願いいたします。

 先ほどの改正の部分で確認ですけれども、確認して、前は署名捺印があったわけですが、そこがないだけで、基本的に私の名前と大島委員の名前と井上委員の名前はちゃんと出てくるという理解でよろしいですね。

賃金課長 はい。確認者という形で出させていただきます。

都留会長 分かりました。では、よろしくお願いいたします。

 それでは、本会はこれにて終了といたします。ありがとうございます。